

岡山市長 高 谷 茂 男 様

岡山市監査委員	広 瀬 慶 隆
同	石 川 敬 之
同	柴 田 健 二
同	三 宅 員 義

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第 9 項の規定により提出します。

記

1 監査の対象（公の施設）及び範囲

社団法人岡山市観光協会（岡山城天守閣）

平成 18 年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の期間

平成 20 年 1 月 7 日から平成 20 年 2 月 29 日まで

3 監査の方法

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかどうかを主眼とし、関係書類を抽出により監査した。

4 監査の結果

監査した結果、施設の管理に係る指定管理業務は協定書の内容に沿って適切に実施されており、また、事務処理については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

団体の指定管理の概要は次のとおりである。

1 管理指定施設について

本法人は、平成 18 年 4 月 1 日より岡山城天守閣を岡山市から管理を行う指定を受けてい

る。

2 管理指定業務の内容について

平成18年度における管理指定業務の主な内容は、次のとおりである。

(1) 施設の管理運営に関すること

- ・施設内での入場者への案内サービス及び展示設備の操作に関すること
- ・施設の利用許可・利用料金の収納等に関すること
- ・天守閣入場券の発行に関すること
- ・施設及び備品等の維持管理に関すること
- ・警備に関すること
- ・各種報告・調査に関すること
- ・ホームページ，パンフレット等による広報に関すること

(2) 特別展の開催に関すること

(3) 自主事業に関すること

- ・イベント，展示会に関すること
- ・物品の販売に関すること

3 指定管理料の執行状況について

平成18年度の岡山市からの指定管理料の上限額は862,000円であり，管理料の受入れ状況は，平成18年4月25日に862,000円を受け入れている。

なお，平成18年度の実績報告により，平成19年5月24日に395,876円を岡山市に返納している。

また，執行の主なものは委託料，給料手当，管理費，印刷製本費である。